

第20回秋田県障害者スポーツ大会注意事項

《全競技》

1 注意事項

近年、心臓機能障害を重複する選手が増えています。従って、それに該当する選手は、事前に医師の診断を受けて、大会に参加し競技しても良いかを確認した上で申込をすること。

2 競技中に使用する補装具、アイマスクまたは、アイシェード等について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例（失格に該当）
(1)	競技中に使用する補装具等（車いす、杖、クラッチ等）があれば事前に申込書に記入し申請しなければいけない。	【陸上競技】 障害区分18でソフトボール投にエントリーしたが、座位ではなく立位で試技を行った。（車いすを使用して競技する障害区分：10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、23（電動車いす））
(2)	車いすを使用（座位で）して競技する障害区分は、立位で競技できない。立位で競技する場合は、それに該当する障害区分で申請すること。	
(3)	視覚障害のうち、陸上競技の障害区分24、水泳の障害区分23、卓球の障害区分15に該当する選手は各自で用意した光を通さないアイマスクまたは、アイシェード（水泳はゴーグル）を装着する。	【陸上競技】 アイマスクまたは、アイシェードを用意せず、失格となった（障害区分24）。

《陸上競技》

1 介助者の申請について（全国障害者スポーツ大会競技規則集より抜粋）

障害区分 申請対象となる	(1)原則として、区分番号10、16、17、23、24、25、場合によっては区分番号18、27が申請対象となる。いずれの場合も申し込み時に理由を添えた申請が必要である。また、特例として重複障害により上記区分に該当する障害があるが、上記以外の区分で参加申し込みをする場合は、事前申請により介助者の同伴が認められる。 (2)初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。
内容 介助の	(1)介助者は、衣服の脱着や移動などにおいて選手が困難を要する事柄に限り介助することができる。また、跳躍競技については視覚障害者（区分番号24、25）の人に限って、助走路や踏切の援助を認める。
禁止される介助 助力行為として	(1)介助者は、競技に関するいかなる指導・助言もしてはならない。助力行為が発覚した場合は、（公財）日本陸上競技連盟規則第144条2項により失格となるので注意されたい。ただし、競技の準備や待機などを促す指示は助力にあたらぬものとする。 例：「服を着ましょう」、「スタートラインに行きましょう」など。

2 介助者について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例（失格に該当）
(1)	介助者及び伴走者として入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。	介助申請していない引率者が競技場内へ入り、応援や写真撮影をしていた。

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例(失格に該当)
(2)	競技場内での応援、写真撮影(ビデオも含む)及び携帯電話の使用は禁止である。	介助申請はしていたが、ビブス未着用の引率者が競技場内に入り、写真撮影をしていた。
(3)	介助申請をしていない選手への介助は違反行為であり、関係選手が失格となる。	他の選手の介助許可を受けた介助者が、介助申請をしていない選手の介助にあっていた。
(4)	競走競技(50mを除く)において伴走者の申請が認められるのは区分番号24のみである。	知的障害(障害区分27)の競走競技において、介助者が選手の身体を支えながら伴走をした。
(5)	知的障害者及び精神障害者の伴走は認められない。	
(6)	介助者は誘導支援のため各競技のスタート地点(4×100mリレーを含む)・ピットまで立ち入ることができる。	トラック競技のスタート地点において、スターティング・ブロックのセッティングを介助者が補助していた。
(7)	介助者による競技に関する指導、助言等は全て助力行為とみなされ選手が失格となる。	トラック競技(200m等コーナーを周回する種目)において、コーナー時の走り方(レーンの使い方)を介助者が指導していた。 4×100mリレーにおいて、介助者がスタート位置(マーカー等の設置)を指導していた。 投てき競技において、介助者が選手に「もっと右に投げて」など競技に関する指導をしていた。

3 競技中について

	注意事項	過去の事例
(1)	フィールド内は大変危険であるため、競技場内では競技役員または係員の指示に従い、移動またはテント内の選手待機所で待機すること。	投てき種目(砲丸投)において、試技前または試技を終えた選手が、フィールドの真横まで侵入し観戦していた。
(2)	スラロームの競技規則を理解し、競技すること。旗門の通過方法を間違えた場合でも、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間は全ての所要時間に含まれる。	旗門の通過方法を間違えたままフィニッシュした選手がいた。

4 リレー種目について(第20回大会は対象外)

	注意事項
(1)	申込時にリレーにエントリーした選手のみ出場することができる。また、申込先から2チーム出場する場合は、そのチームをまたいでオーダーを組むことはできない。
(2)	リレーに出場するチームの競技者は、同一のユニフォーム(シャツ、パンツ)を着用しなければならない。

《水泳》

1 介助について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例(失格に該当)
(1)	介助申請していない者の競技場内への入場、また選手への声かけ等は認められない。	当日棄権した選手がプールサイドから他の選手へアドバイスをしていた。
(2)	介助申請をしていない選手への介助は違反行為であり、関係選手が失格となる。	他の選手の介助許可を受けた介助者が、介助申請をしていない選手の介助にあっていた。
(3)	介助者は介助申請した選手と同伴でなければ競技場内へ入場できない。	選手を同伴せずに単独でプールサイドに入場している介助者がいた。
(4)	介助者として入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。当日の申請は認めていない。	大会当日、選手受付にて介助者希望であることを申し出た。(当日の申請は認めていないことを伝えた。介助申請の手続き方法を理解していなかった。※これは失格には該当しない)

2 介助者の役割について（全国障害者スポーツ大会競技規則集より抜粋）

申請対象となる障害区分	<p>(1) 競技規則上可能な介助</p> <p>① スタート介助（入退水介助含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない者 ・ 障害区分 11、13、17、19、22 <p>② タッピング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害区分 23 ※必ず介助が必要（50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要）、24 <p>(2) 競技規則以外で可能な介助</p> <p>① 入退水介助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害区分 14、15、16 <p>(3) 競技規則以外で可能な同伴</p> <p>① 情緒不安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害区分 26 及び同等の障害が重複する者（他選手に迷惑をかける場合に限る） <p>② 種目の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害区分 26 及び同等の障害が重複する者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る）
申請	<p>(1) 介助及び同伴は申し込み時に理由を添えた申請が必要である。</p> <p>(2) 上記（申請対象となる障害区分）以外で同等の障害を有し介助又は同伴を必要とする場合は、申し込み時に理由を添えた申請が必要である。</p> <p>(3) 初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認められない。</p>
禁止事項	<p>(1) 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む）をしてはならない。 ※他の選手へ迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。 ※上記（申請対象となる障害区分(3)②）で、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認めめる。</p> <p>(2) 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外をしてはならない（カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用）。</p>

3 競技について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例（失格に該当）
(1)	—	フライング、泳法違反が多い。
(2)	自由形競技に限りプールの底に立つことは失格としないが、歩くことは許されない。また、競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。	—

4 水着について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール
(1)	F I N A の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により F I N A の公認した水着の着用が不可能の場合は、選手受付時に「水着緩和措置申請書」を提出し、審判長の許可を得ること。

《一般卓球》

1 競技用具について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	ラケットは日本卓球ルールに規定されたものを使用しなければならない。	修理を要する程ラバーが傷んだラケットを持参している選手がいた。（事前にラケットの状態を確認しておくこと）

2 競技用服装について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	競技用服装は、公益財団法人日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならない。身体の障害等により競技規則で定められた服装の着用が困難な者は、選手受付時に「服装緩和措置申請書」を提出し、審判長の許可を得ること。	全般的に公認マークの無い服装（学校指定体育着等）や、身体障害の選手で審判長に申し出ていないのに長ズボンやトレパンを着用、また、精神障害の選手で長ズボンのほか、ノースリーブを着用している選手がいた。

3 アドバイスについて

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	アドバイスは1人のアドバイザーからのみアドバイスを受けることができる。引率者（介助者）がベンチ席でのアドバイスを行うことはできない。	引率者が競技領域内で助言や応援等をしていた。

《フライングディスク》

1 参加申込について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	左腕で投げる場合、申込書記入の際は、必ず確認し記入すること。（左腕で投げる選手には目印のリボンを受付で配布している。）	参加申込書の特記事項「2 左腕で投げる」にチェックしていないにもかかわらず、実際は左腕でディスクを投げた選手がいた。

《ボウリング》

1 参加申込について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	重複障害があり、身体の障害等による理由で特別な配慮（レーン配置、靴の仕様）が必要な場合は、申込書にその旨を記載すること。	下肢装具を装着したまま、競技用シューズを履くことが困難な選手がいたため、運動靴を履いて競技することについて、事前にボウリング連盟と会場に確認し許可を得た。 身体的理由で階段の昇降ができず、自力で競技地点（レーン）へ移動もできない選手がいた。

2 競技方法について

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール
(1)	競技方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式である。競技方法について事前に周知・確認の上、練習しておくこと。 【デュアルレーン（アメリカン）方式】 ボールリターンを挟んだ両隣の2つのレーンをフレーム毎に交互に投球すること。

《バレーボール（精神障害）》

1 ユニフォームについて

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(1)	日本バレーボール協会競技規則に記載のとおり、チームでユニフォームを統一すること。ユニフォームとはシャツ、パンツ、ソックスを指し、リベロプレーヤー以外は配色やデザインをすべて統一しなければならない。なお、ビブスの着用は認めない。	ユニフォームを忘れた選手がいたため、審判長の許可を得てビブスを着用し、試合に臨んだ選手（チーム）がいた。

	秋田県障害者スポーツ大会におけるルール	過去の事例
(2)	背番号の変更について、サイズが合わない、ユニフォームを紛失した等の理由により当日の背番号の変更が無いよう、事前に確認すること。	—

2 競技中のマナーについて

	注意事項
(1)	ベンチスタッフは首にタオルを巻かない。
(2)	ベンチに応援グッズ（うちわを含む）を持ち込まない。
(3)	選手は競技中、腕時計など手首の装飾品を外す。